



週報

第三十一號

昭和二十二年五月十九日

企畫廳の新設

(企畫廳)

現下鐵鋼應急對策と鐵鋼調査に就て

(國際時事解説)

米國の互惠通商政策

(外務省情報部)

週報 昭和二十二年五月十九日 第三十一號 定價 五錢

所 込 申	價 定
内閣印刷局發賣掛 電話九ノ内(三二五)一 郵務局 一、九〇〇番 全國各地官報販賣所 京都書籍株式會社 東京市田原町一ノ三 電話東京 九三九〇番 最寄書店・發賣店	一ヶ月(前金) 五錢 一ヶ年(前金) 五十錢 (外埠郵費在內) (郵便掛金在內) 一ヶ年分未納者送附希望の方は一 部五錢の割合を以て前金を添へ御 申込み下さい。

官報附録週報別刷

昭和二十二年五月十二日印刷發行
編輯者 情報委員會
發行所 内閣印刷局
東京市田原町一ノ三
電話東京 九三九〇番

週報

第三十一號

昭和二十二年五月十九日

- 企畫廳の新設 (企畫廳)
- 現下鐵鋼應急對策と鐵鋼調査に就て (商工省鑛山局)
- (國際時事解説)——
- 米國の互惠通商政策 (外務省情報部)

五錢

官報附錄週報別刷 昭和二十二年五月十二日印刷發行 東京市豊町區永田町 印刷者 内閣總理大臣官舎内 發行所 東京市豊町區大田町 最寄書店・驛書店

所 込 申	價 定
内閣印刷局發賣掛 電話九ノ内(掛)三五二九 振替 東 京 一 九 〇 〇 番 全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田區發賣町一ノ三三 振替 東 京 九 三 九 〇 番 最寄書店・驛書店	一ヶ月部 五錢 一ヶ年(前金) 二圓四十錢 (外國郵便に依る地 或は三圓四十錢) 一ヶ年分未滿配達御希望の方は一部五錢の割合を以て前金を添へ御申込み下さい。

官報附錄週報別刷

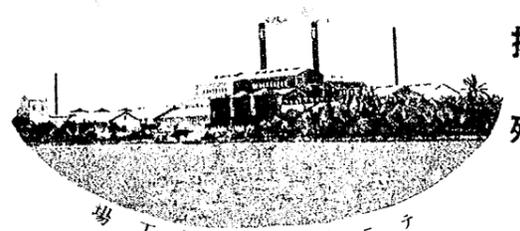
昭和二十二年五月十二日印刷發行
編輯者 情報委員會
東京市豊町區永田町
印刷者 内閣總理大臣官舎内
發行所 東京市豊町區大田町

露光量違いにより重複撮影

南洋ノ開拓

移民

拓殖



チニア製糖工場

- 一、創立 大正八年十一月
- 一、資本金 貳千萬圓

一、事業地

内南洋サイパン、チニア、ロタ、ボナペ
ペリユ、トコベ、パラオ、トラツク
バガン、蘭領ニューギニア、セレベス其他
葡領チモール 比領ボホール

南洋興發株式會社

社長 松江春次

業務

拓殖、移民、製糖、酒精、燐礦、澱粉、海運、貿易
ダマール、棉花栽培、綿羊
水産、製氷（南興水産株式會社）
椰子、コアラ、海運、貿易（南洋貿易株式會社）
本社 南洋 サイパン 島
事務所 東京市麴町區内山下町一ノ二（東洋ビル）

金出庫の審設

金出庫の審設

現下急劇應急対策として

商主官場出向

米國の互惠通商改革

外務省情報部

社内閣議の天世訓示

内閣官房秘書課

最近公布の法令

内閣官房秘書課

露光量違いにより重複撮影

南洋ノ開拓



一、創立 大正八年十二月

二、資本金 貳千萬圓

三、事業地

内南洋サイパン、テニアン、ロタ、ボナペ
ペリリユ、トコベイ、パラオ、トラツク
バガン、蘭領ニューギニア、セレベス其他
葡領チモール、比領ボホール

南洋興發株式會社

社長 松江春次

業務

拓殖、移民、製糖、酒精、燐礦、澱粉、海運、貿易
ダマール、棉花栽培、綿羊
水産、製氷（南興水産株式會社）
椰子、コブラ、海運、貿易（南太平洋貿易株式會社）
本社 南洋サイパン島
事務所 東京市麹町區内山下町一ノ二（東洋ビル）

企畫廳の新設……………企畫廳……………(二)

現下鐵鋼應急對策と……………商工省鑛山局……………(八)

鐵鋼調査に就て……………(國際時事解説)……………

米國の互惠通商政策……………外務省情報部……………(一六)

地方長官會議に於ける……………(二五)

林内閣總理大臣訓示……………(二八)

最近公布の法令……………内閣官房總務課……………(二八)

企畫廳の新設

企 畫 廳

去る五月十四日企畫廳設置、内閣調査局廢止に關する官制が公布され、同日總裁以下の陣容も整備されて、企畫廳は愈々其の使命遂行の第一歩を踏み出した。以下に於て企畫廳は何故に設置されたか、其の機能は如何なるものか、其の構成は如何になつて居るかについて解説を加へたいと思ふが、順序として企畫廳の前身たる内閣調査局を必要とした理由について概説を試みよう。

一 何故に調査局は設けられたか

近來世界各國の情勢は、急激に變動しつゝあるが、我國に於ても産業經濟其の他各方面に於て異常なる混亂を招き、時局の收拾は、寔に容易ならぬものあるを思はしめたが、遂に滿洲事變の勃發を契機として、内外の情勢は一層其の重大且困難を加ふるに至つた。

斯の非常時局に際し、朝野の輿論は澎湃として起り、此の難局を打開して、更に國運の伸張を圖る爲、庶政の革新が要望された。斯の如く庶政の革新は焦眉の急務となつたが、其の革新策樹立の全きを期する爲に、茲に新たな行政機構を創設することの必要が認められたのである。

刊行の趣旨

政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其の他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟學術技藝等に關する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

▽週報最近發行掲載内容△

- 第二十五號
 - ▽母子保護法に就て
 - ▽第七十回帝國議會の概観
 - ▽最近のヨーロッパ情勢
- 第二十六號
 - ▽絲價安定施設法に就て
 - ▽滿鐵の躍進
 - ▽獨逸の勞働奉仕團制度
- 第二十七號
 - ▽今次總選挙の意義
 - ▽總選挙と國民の覺悟
 - ▽選挙と國民の務
 - ▽今回の選挙修正
 - ▽選挙違反に就て
 - ▽選挙運動に就て
- 第二十八號
 - ▽地方工業化に就て
 - ▽揮發油及アルコール混用法に就て
- 第二十九號
 - ▽前回總選挙に於ける府縣別投票率
 - ▽國際労働會議に就て
- 第三十號
 - ▽現下の財政經濟政策に就て
 - ▽獨伊を中心とする歐洲の動き
 - ▽漁船保險法に就て
 - ▽帝國在郷軍人會の概況
 - ▽幣制改革第一年に於ける支那の金融財政狀態

本誌より轉載の発行は「週報」に依る旨を明記し且編輯委員會宛に送附せられたし、其の編輯に關しての意見は進んで編輯委員會に申出られたし。

翻つて我國從來の政策樹立に關する機構を観察すると、近時各種政務の膨脹と複雑化に伴つて、之を處理する機關の分化著しく、分化はやがて分裂となり、併立はいつしか對立となる傾向が尠くない、全體として調和統一ある國策を樹立するを必要とする今日、從來の如き個々バラバラの政策策定の方法では、各方面の摩擦を愈々激成するし、又限りある豫算に於て政費の適切なる配分も到底覺束ない。此の故に從來の所謂各省割據、豫算分捕の弊を匡正して、全體として調和統一ある國策を樹立し、各國策間の綜合統整を職分とする機構を創設することが必要となつたのである。

從來の内閣制度も固より斯の如き各省割據主義を匡正すべき使命を有するのであつて、歴代内閣も此の點に多大の努力を傾けて來たのであるが、從來の内閣制度のみに依つて此の使命を達成することは、近時に於ける國策の増加と、其の内容の複雑性に鑑みるときは、全く無理な事柄と考へざるを得ない。そこで之を濟すべき方法として内閣に於て各省の主張と要求との緩急輕重に對する適切妥當なる判斷を爲し得る爲に、各省に超越した有力なる機關を内閣に附屬せしむるといふことが考へられる。

以上述ぶるが如き各般の事情に依つて、新機構創設の機運は熟したのであつて、之が調査局の創設を見るに至つた動機であり社會情勢である。

二 何故に調査局が企畫廳となつたか

調査局設置の以後に於ても内外の非常時局は愈々切實となり、却て其の打開に困難を加ふるに至つたので、此の種機關の必要は益々重加し、之を一層擴大強化するの必要が一般に認められた。

曩に廣田内閣は、調査局擴大強化の必要を認め、四相會議に於て所謂總務廳案を立案したのであつたが、未だ實施を見るに至らなかつた。現内閣は成立以來、夙に庶政一新斷行の先行條件として調査局擴大強化の必要を認め鋭意研究中であつたが、愈々成案を得て企畫廳の設置を見るに至つた。

企畫廳は調査局より如何なる點が強化されたかについては次節以下に述べるが、其の要點は次の通りである。

調査局は、其の官制に明らかなる如く、重要政策の調査及内閣總理大臣より命ぜられたる重要政策案の審査を重ねる職能としたのであつて、國策決定機關たる内閣との結び付きについては直接的な規定がなかつた。其の爲に調査局は動もすると、國策の貯藏所となるの虞がないではなかつた。

固より此の種機關が、其の機能を發揮すると否とは、其の運用の如何に依ることは勿論であるが、一面職務権限が明確が爲に、其の圓滑なる運用を阻礙することが多い。依つて今回の改正では企畫廳の意見が直接に内閣に疎通するの途を講ぜられたのである。

三 企畫廳は何をする所か

企畫廳の職務権限については官制第一條に規定がある。

第一は、内閣總理大臣の命に依り重要政策及其の統合調整に關し案を起草し理由を具へて上申することである。

重要政策案は各省大臣より提出される場合が多いのは勿論であるが、内閣總理大臣が必要と認めるときは獨自の案を提出することもあり得る。

又各省大臣より提出された甲の政策と乙の政策との間に打格對立を惹起する場合は、兩案の調和統一を保持する爲、内閣總理大臣は獨自の案を提出することもある。

斯る場合の内閣總理大臣の職務を補助する爲の企畫廳の職能を定めたのが本規定である。之は新たに設けられた規定である。

第二は、各省大臣より閣議に提出する重要政策案を審査し、意見を具へて内閣に上申することである。之も新たに設けられた規定である。各省より閣議に提出される重要政策案は企畫廳へ廻付される。企畫廳は大局的見地に立つて、各省提案の適否を判断し、國策の綜合統一の立場より之を審査する。

各省は、其の主管事務については最も深い造詣と研究とを持つてゐる。従つて各省の提案は十分之を尊重しなければならぬが、一面各省の傳統や行き懸りに捉はれる場合がある。其の爲に、全體としての國策の統一調和を害する場合がないではない。此の弊を除去する爲に、企畫廳に此の職能が附與されたのである。

第三は、重要政策及其の統合調整に關し調査することである。今回新たに「統合調整に關し」の字句は加はつたが、規定の精神は従前と變りはない。之は企畫廳の恆常的職務である。企畫廳は、各省の立場を離れ、第三者としての公平な見地に立つて、庶政各般に互つて重要政策及其の統合調整に關し調査するのである。此の調査自體は外部的に發動することはないが——内部的には、時々總理大臣に對し意見上申となる——以下に述ぶる重要政策案の審査、豫算の統合調整に關する意見の基礎となるとも言へる。

第四は、重要政策に關する豫算の統制に關し意見を具へて内閣に上申することである。之も今回新たに設けられた規定であるが、所謂豫算分捕の弊を防止せんとする趣旨である。従來の豫算編成の情況を見るに、各省は、事務に熱心のみならず、所管事務については、随分強硬なる豫算の要求をする。之も全面的に排斥し去ることの出来ない點もあるが、往々にして豫算の折衝は紛糾を來し、其の結果公正妥當なる豫算の編成を害することがないでもない。此の弊を防止する爲に、企畫廳は、重要政策に關する豫算の統制に關し、第三者としての公平なる意見を内閣に上申して閣議決定の參考に資する。

第五は、以上述べた事務を行ふに必要なときは、關係各廳に對し資料の提出又は説明を求むるを得ることである。之は従前の規定と別段の變りはない。

以上が企畫廳の職務権限の概要である。

四 企畫廳は如何に構成されたか

企畫廳は、前述の如く新たに重大なる任務を課せられたのであるから、従来の調査局の規模を以てしては其の使命を遂行することの不可能なことは明白である。随つて企畫廳の構成が著しく強化擴大せられたことは當然である。

企畫廳が人的構成に於て第一に強化せられたことは總裁が各省大臣の中より勅命されることである。

企畫廳の總裁が、閣員の一人を以て充てられることは、當然閣議に列して企畫廳の意見を十分諒解せしむるに好都合であり、又其の意見の重きをなす所以でもある。斯くして企畫廳の意見は事務的にも人的にも十分閣議に疎通するの道が開かれたのである。

次に調査局に於けると同様に企畫廳に在つても重要なスタッフたる調査官が、専任二十人に増加せられたことは、企畫廳の任務の擴大と重要性とに鑑みて當然である。

更に今回新たに副調査官十五名が設けられたことは、従来の調査局に於て屢々痛感せられた補助力の缺陷を充さんとする趣旨である。其の他の職員も増加も悉く、企畫廳の新らしき使命遂行を考慮して行はれたものであつて、概括的に言へば、内閣調査局に比し、總人員に於て高等官の数は二倍強、判任官の数は二倍に擴大されたのである。

次に、従来の常任委員に代ふるに常任參與を置くこととなつたが、之は専ら権限の密接する官廳の當局者の中より任命されて、常時企畫廳の事務に參與せしむるものである。企畫廳が他の國策統合機關と常時密接なる連絡を保つ必要なることは謂ふを俟たない所であつて、此の制度は其の連絡を緊密にし、運用の圓滑を期するが爲に設けられたものである。尙各省との連絡については、官制第三條の所謂被仰付調査官が之に當ることになる。

又別に參與及委員を置き、學識經驗ある者の中より任命されるのであるが、主として専門的知識の供給を使命とする。

終りに中央經濟會議について一言する。中央經濟會議は、内閣總理大臣の監督の下にあつて、其の諮問に應じ、内外地を通じての総合的經濟政策並に其の實施基本案について調査審議するものである。中央經濟會議と企畫廳とは、内閣審議會と内閣調査局の如き直接の關係はない。而して中央經濟會議の資料の調製等は關係各省に於て分擔することとなるが、企畫廳總裁及次長は、中央經濟會議の副議長、幹事長となるのであるから、自然企畫廳は之が運用の中心機關となつて、其の進捗を圖ることになるであらう。

現下鐵鋼應急對策と鐵鋼調査に就て

商工省 鑛山局

一 は し が き

先般の議會に提案せられた製鐵事業法案は、議會に於て詳細論議が盡されたのであるが、不幸遂に成立するに至らず、鐵の輸入税免除に關する法律案も亦不成立に終つたのであるが、最近鐵鋼界の實狀は一刻も之を放置することを許さないで、政府に於ては之が善後措置の一として、鐵の輸入税免除に關する緊急勅令を、去る四月十五日附官報號外を以て公布すると共に、翌十六日に資源調査法に基く鐵鋼調査に關する商工省令を公布したのである。茲に鐵鋼界の情勢と應急的對策の概要を述べ鐵鋼調査に關する省令の内容を解説することとする。

二 鐵鋼界最近の情勢

本邦製鐵業は近時長足の進歩發展を遂げたのであつて、昭和十一年に於ける鋼材生産額は約四百四十萬噸、銑鐵生産額は約二百二十六萬噸に達し、之を五年前の昭和七年に比較すれば、夫々二倍の激増を示して居る有様である。一方鐵鋼需要も亦各種産業の殷盛、國防の整備等國力の發展に伴つ

て急激に膨張して居るのであるが、最近に於ける鐵鋼界の實狀を見るに、鐵鋼價格の騰貴振りは洵に著しいものが見受けられる。例へば之を標準丸鋼の市中相場について見るならば、昨年十月頃約九十圓程度であつたものが、本年三月初めには百八十圓となり、更に三月末には二百六十圓と三倍近くも急騰したのである。中鋼板の市中相場についても同様の現象が見られるのであつて、同じく昨年十月には百二十二圓程度のものが本年三月初頃には二百五十圓となり三月末日には更に三百七十圓に暴騰すると謂ふ状態を呈して居るのである。如何に鐵鋼價格の暴騰甚だしいかが充分察することが出来ると思ふ。

昭和十一年末より本年に互つて斯く鐵鋼價格の奔騰を見たのは蓋し昭和十二年度大豫算の編成、輸入原料の價格の騰貴及世界的鐵鋼需要の激増に依る外國鐵鋼價格の昂騰等の諸原因に由來するものなること勿論であるが、尙其の間種々の思惑が介在して鐵鋼價格の不當な高値を出現せしめた事も亦見逃し得ざる事實の如く思料せられる。

元來鐵鋼が重工業始め各種産業の基礎材料を爲すものであることは更めて言ふに及ばない所であるが、最近に於ける鐵鋼價格の騰貴及供給の變調は、多量の鐵鋼を需要する各種産業、例へば建築業、機械工業及鑄物業、造船業等に對して重大なる影響を及ぼして居るのであるが、就中小工場の受くる打撃は殊の外甚大なものがある。のみならず鐵鋼價格の騰貴は一般物價の騰貴の先驅を爲すものであり、延いて之が騰貴の重大なる誘因を爲して居る。最近一般物價は昨年一月當時に比し約二割五分

程度の騰貴を見たのに比し鐵鋼價格は實に三倍以上にも達して居るのである。従つて斯る状態を此の儘に放置せんか、現時國家緊急の要務たる國防の充實に多大の支障を來す虞あるのみならず、一般國民生活にも大いなる不安を醸す憂が存するのである。

三 現下の鐵鋼對策

上述の如き鐵鋼界の状況を救済せんが爲には、鐵鋼の供給を可及的豊富ならしめ、且配給の公正を圖る事を最も速かに實現しなければならぬ、斯る見地より採れる政府の對策は大要次の如きものであるが、鐵鋼調査も後に述ぶる如く此の對策の一に外ならない。

扱て應急的對策の第一は生産の増加を促進することである。日本製鐵株式會社の第一次擴張計畫（銑鐵三十五萬噸、鋼塊五十一萬噸、鋼材十萬噸）は既に完成して著々生産を擧げつゝあるのであるが、第二次乃至第四次計畫に屬する銑鐵二百二十五萬噸、鋼塊百六十萬噸、鋼材百四萬噸の増産計畫についても極力其の完成を急がしめると共に、更に第五次増産計畫の確立についても鋭意研究を重ねてゐる次第である、又日本製鐵株式會社以外の製鐵業者の擴張計畫についても其の合理的なものは、積極的に之が助成を圖る方針であり、昭和十一年以降十三年迄に銑鐵八十萬噸、鋼塊七十萬噸、鋼材二十萬噸の増産設備が完成する豫定になつて居るのである。

第二は外國鐵鋼の輸入増加を圖らしむる事である。之が爲政府は日本製鐵株式會社、銑鐵共販株

式會社其の他の業者をして極力輸入手當を爲さしめてゐるのであるが、更に去る四月十五日緊急勅令を公布して鐵鋼關稅を來年三月末日まで暫定的に免除すること、したのである。即ち之に依つて鐵鋼の輸入難を緩和すると共に、更に爲替管理法の運用についても鐵鋼に關しては特別の考慮を拂ひ以て輸入の増進を圖らんとするものである。

第三の對策としては配給組織の改善を圖るものである。即ち日本製鐵株式會社其の他有力なる製鐵業者をして統制機關を設置せしめ其の強固なる統制力に依つて鐵鋼の配給を可及的に公正ならしめんとするものである。尙右の外官廳が鐵鋼の大消費者たる地位に鑑みて、一般鐵鋼需給及市價調節に資する爲官廳消費の調整についても考慮し、去る四月十九日の閣議申合せに依り具體策の決定する迄取敢へず鐵を使用する事業の著手は之を見合せることになつたのであるが、五月十日の閣議に於て右具體策の決定を見たので直ちに之を實行することになつた次第である。即ち鐵を使用する政府事業は代用品の使用、工法の變更、計畫の縮小又は取止め等の方法に依り極力鐵需要を減少すること、したる結果國防關係の分を除きたる政府の鐵需要豫定數量の約三割七分を節約し得る見込である。右の外植民地に於ても大體右に準じて鐵消費の節約に努むることになつて居り又公共團體の事業や政府の補助事業等の鐵需要節約についても關係省に於て夫々適當なる措置を講ずることにして居るのである。

以上の如く政府は鐵鋼需給對策として諸般の方策を講じて居るのであるが、鐵鋼の需給及價格の調整に遺憾なきを期する爲には更に一步を進め鐵鋼の思惑を抑制して不當なる價格の騰貴を防止しなければならぬ。茲に於てか先づ鐵鋼需給の實狀を適確且迅速に精査して鐵鋼需給の對策に資せしめる

爲今回資源調査法に基いて鐵鋼調査に關する商工省令を公布したのである。

四 鐵鋼調査の概要

以上の趣旨に依つて公布せられたる鐵鋼調査規則は、鐵鋼の製造業者及販賣業者をして毎月其の業務の状況に關して省令の定むる報告書を作製せしめ、之を翌月十五日迄に商工大臣に提出せしむるを骨子とするものであるが、次に其の概要を説明することとする。

(イ) 性質

先づ本省令は資源調査法第一條「政府ハ人的及物的資源ノ調査ノ爲必要アルトキハ個人又ハ法人ニ對シ之ニ關スル報告又ハ實地申告ヲ命ズルコトヲ得 前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」に基き發せられたるものであつて、其の性質は工場調査規則、鑛業調査規則等と何等變る所はない。従つて開關關係等に於ても同様であつて、若し今回の省令に違反して報告を爲さなかつたり又は虚偽の報告を爲したる場合には資源調査法第五條に依つて二百圓以下の罰金に處せられるし、當該官吏の秘密を守る義務についても同法第七條の適用があるのである。

(ロ) 報告義務者

之は鐵鋼の製造業者及販賣業者である。然し鐵鋼の製造業者及販賣業者については二つの制限が加へられて居る。蓋し鐵鋼の調査を必要な範圍に止め、手續の煩瑣^{はんさ}を出來る丈避けんが爲である。即ち鐵鋼の調査は全種類の鐵鋼に及ぶものでなくして、商工大臣が特に指定したる種類の鐵鋼の製造業者

及販賣業者に限らるゝのであつて、右鐵鋼の種類は省令と同時に公布せられたる昭和十二年商工省告示第三十四號に擧ぐるが如く銑鐵、鋼片、シートバー、棒鋼、形鋼、軌條及繼目板、線材、鋼管、帶鋼、金屬ヲ鍍セザル鋼板並ブリキである(因に此の用語は資源標準用語に依つたものである)。他の一つは販賣業者を量的に制限せんとするものであつて、其の販賣數量常時月額三十噸に達せざる者が其の月末在庫數量十噸に達せざる場合には報告することを要しないのである。即ち販賣數量が常時月額三十噸以上に及ぶ者は其の月末在庫數量の如何に拘らず報告することを要すると共に、販賣數量が常時月額三十噸に達せざる販賣業者にても其の月末在庫數量が十噸以上に及ぶ場合に於ては報告しなければならぬのである。然し製造業者に關しては斯る量的制限は全然存在せず全部報告義務を負担するのである。尙商工大臣が必要ありと認め期日を指定して臨時に報告せしむる場合(省令第二項)に於ては、以上の制限に拘らず全販賣業者に及び得るものなるを特に注意しなければならぬ。更に茲に謂ふ鐵鋼の製造業者及販賣業者中には鑄物業者、鐵工所、機械製作所、鐵鋼加工業者又は鐵鋼加工製品の販賣業者等にして鐵鋼材を地金の儘販賣せざるもの及古鐵販賣業者を含まない。之等の報告義務者は資源調査法第四條に依れば、之等の報告義務者が「營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セザル未成年者若ハ禁治産者ナル場合又ハ法人ナル場合ニハ其ノ法定代理人又ハ理事、業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ於テ」報告しなければならぬ。

(ハ) 提出時期

鐵鋼の製造業者及販賣業者は毎月所定の様式の報告書即鐵鋼調査票を作製して翌月十五日迄に之を商工大臣に提出しなければならない。作製期間を約二週間見た譯である。然し此の定期的調査の外に商工大臣が必要ありと認むる場合に於て臨時に期日を指定して報告せしむる場合ある事は前述の如くである。而して此の調査票用紙は省令の規定に於ては業者に於て作製すること、して居るのであるが、統計其の他事務上の便宜に資する爲と當業者の提出を出来る限り迅速にする爲、商工省に於て之を作製し配布する事として居る。然し此の配布は地方業界の事情に精通せる地方廳を煩すことが多いと思はれるのであつて、既に第一回の配布は各地方廳に送附済である。調査票は内地に於ける生産輸入、移入、購入、輸出、移出、販賣及在庫の數量又は價格等に付本店に於て取纏め記載し之を提出しなければならぬが、此の場合も内地に本店及作業所、工場、支店等を有する者は、前記の本店に於て取纏め記載したるもの、外に本店及各作業所、工場、支店別に調査票を作成して其の名稱及所在地を備考欄に記載したるものを提出すること、して居る。又此の調査票は本店より提出する建前を取つて居るのであるが、外國又は朝鮮、臺灣等外地に本店があり内地に於て支店のみを有する者は支店毎に該當事項を記載して提出しなければならない。

次に記載事項中生産額の價額については算定の基礎確定し難きを慮り、生産數量のみの記載に止め、他の輸移出入、購入及販賣については夫々數量及價額を記載すること、したのである。此の場合生産額は勿論、輸入額、移入額及購入額等は自家原材料に使用のものを含めた全額を謂ふのである。茲に謂ふ販賣額は輸出額及移出額を除きたるもの、みを指して居るのであるが、先物契約にて販賣せ

るものにも引渡未了のものは、此の觀念に含ましめないこと、して居る。鐵鋼が當該業者より如何なる方向に流出せるやを示す爲に更に販賣業者向と實需向に分類して記載すること、して居る。月末在庫數量には自家原料として使用するもの及自家倉庫、置場等に現在するもの、外、他の倉庫、置場等に保管又は預入したるもの並に先物契約にて販賣せるものにも引渡未了のものは在庫數量として記載すること、して居る。尙備考欄に於て内地の本店又は作業所、工場支店等相互間に於ける拂出、受入、振替等必要な事項を記載する様にして居る。斯く調査票は、業務の状況に關し詳細に報告せしめるものであるから、當該業者の營業状態を如實に現すものであり、之を公にするに於ては、其の業務及信用等にも影響を來すことと勘からざる場合あるに鑑み之等の報告を徵稅關係其他には決して利用せざること、して居る。若し斯る目的に供するに於ては延いて鐵鋼需給の實狀を把握し得ざるに至り本調査は其の意義を失ふものとなるからである。依つて當該官廳に於ては此の調査票については絶體に秘密的取扱を爲すこと、し、他の目的に供せらるゝことを防止して居る。

尙鐵鋼の調査に遺憾なきを期する爲、外地に於ても調査規則を施行すること、して居る。

五 結 語

以上現下鐵鋼緊急對策及其の一環としての鐵鋼調査の概要について略述したのであるが、之等對策の實施に當つては官民一致して之が達成と圓滑なる運用を期することが、極めて必要なることであり其の協力を切望する次第である。

米國の互惠通商政策

外務省情報部

一九三一年英國の金本位停止以來に於ける各國通商政策の動向を見るに、英國の植民地特惠強化を始めブロック經濟の色彩は次第に濃化し、又大多數の國々は或は貨幣價值の維持或は輸出入均衡保持の必要上輸入割當輸入許可爲替管理等各種の輸入制限手段を講じて輸入を防護し、他面各種の求償的協定が結ばれて求償的に各國との貿易を調整せんとする思潮が一世を風靡しつゝある爲、世界の貿易は次第に萎靡固定しつゝある狀況である。此の時に當り特に吾人が興味を感ずるのは、米國政府が互惠通商政策を提げて世界に呼掛け、自由通商促進の爲積極的に乗出して來たことである。

一 米國の通商方針

現ルーズヴェルト政府は、就任以來國內的には一聯のニューディール政策に依つて産業の復興と改革とを實行し相當の成果を收めつゝあるのであるが、他面其の對外通商政策は先づ自由貿易の根本思想に立脚するといつて差支なく、其の中心を爲すものは求償貿易主義の排撃と無條件互惠主義であるといふことが出来る。左に其の特長を抽出して之に多少の説明を加へることにする。

(イ) 三角貿易又は他邊的貿易均衡

三角貿易とは二國間貿易均衡主義に對する思想である。相手國が自國品を購入する額丈しか相手國から購入しないといふ二國間貿易均衡主義は、其の形式こそ異なれ獨逸を始めとし廣く歐洲並に中南米諸國の採用する所であるが、此の考こそは世界の貿易を縮小し其の發展を阻害するものであつて、世界の國々は各其の地理的文化的條件を異にするものであるから、貿易は多數國間の多邊的なる關係に於て均衡を保たしめねばならぬといふのである。此の思想は大統領や國務長官に依つて機會ある毎に唱へられた。

(ロ) 均等待遇主義

相手國の通商に對して最惠國の待遇を與ふことは、一般に通商條約に規定せられ通商の發展に重要な役割を演じ來つたのであるが、最近此の最惠國約款に付ては其の解釋が極めてルーズになり又協定中から最惠國約款を除外する風習が行はれる様になつた。米國現政府は此の傾向に對し極力最惠國約款即ち均等待遇主義の普及と之が妥當なる解釋を確立する事に努力して居る。尙米國は一九二二年迄は最惠國約款に關しては有條件主義を探り、米國が或國に與へた關稅上の特典に均霑する爲には均等な對價の提供を要求したのであるが、之が爲屢々關稅上の紛議を起し且又大戰後には米國工業の發展に應じ世界的に無條件均等待遇を確保する必要もあつて、二二年以來其の方針を一變し爾來今日迄一貫して無條件主義を探つて居る。嘗て自由通商主義の本場たりし歐洲に最惠國

約款無用論が行はれて居るのに對比し、右は國情の然らしむる所とは言へ興味ある現象である。

(ハ) 低關稅主義

米國現行關稅法は一九三〇年に制定された有名なホーレースムート關稅法であるが、之は一九三二年關稅法の稅率を一段と引上げ、又國法に依り創設された所謂伸縮關稅條項を強化して輸入禁止に等しい米國評價の適用をも認め、産業保護の色彩を一増濃厚にしたものである。此の法律が諸外國殊に歐洲の反感を買つて隨所に報復を招き、又國際貸借の不均衡を激化して世界恐慌の一原因を爲して居ることは、普く世界の認むる所であつて、早晩何等かの形に於て緩和されねばならぬ運命にあつたものであつた。フーバー政府は不幸にして米國の繁榮は關稅に依つて維持する事が出来、又經濟不況は金融的操作に依つて克服する事が出来るとの考を持つてゐたが爲、同政府時代には之が緩和は思ひもよらなかつた。然るにルーズヴェルトは世界經濟の相關性並に平和と經濟との相互關係に就て充分の認識を持つてゐたが爲、政權を掌握するや逸早く低關稅政策を標榜して從來の極端な産業保護政策に檢討を加へ、農民消費者の立場をも充分考慮して保護の必要なもの、消費者に壓迫を加ふるもの、若くは經濟的に發達する見込のない産業等に對しては漸次に其の高率なる關稅を緩和するの方針を採るに至つたのである。

(ニ) 互惠主義

然し關稅を引下げるといつても、米國だけが單獨に一方的關稅引下を行ふだけでは諸外國の輸入

制限措置は何一つ緩和される譯でなく、米國の輸出は依然として各種の障礙にぶつつかる譯であるから、米國政府は現行關稅の引下を道具に使つて諸外國との間に交渉を行ひ、相手國の關稅引下を計る一面之等の國が現に行つてゐる色々の通商制限措置をも併せて緩和せしめんとする互惠的關稅引下の方針を採るに至り、既に一九三四年八月政馬との協定が成立して以來今日迄三ヶ年足らずの間に、加奈陀や歐洲及中南米諸國十六ヶ國との間に互惠通商協定を締結したのである。歴史的に見れば米國の互惠政策は何れも今日に始まつたものではなく、既に十九世紀の中葉から末葉にかけて幾多の互惠條約が結ばれたが何れも小規模のもので、且交渉の方法も異なり、又第三國に無條件に均霑し得るものではなかつたから今日の互惠主義から見ると幼稚且排他的なものであつた。互惠協定主義は現民主黨政府通商政策の基幹を爲すものであるから、左に少しく之が内容を検討すること、しよう。

一 互惠協定の内容

米國の互惠政策は、一九三四年六月十二日大統領の裁可を経た所謂互惠通商協定法に基礎を有する。同法は僅々一ヶ條より成り關稅法第三五〇條として一九三〇年關稅法に對する追加條項を爲すものであつて、大統領に對し三ヶ年の期限を限り互惠通商協定締結の爲、現行稅率に對し五割の範圍内に於て稅率引下を爲し得るの權限を與へて居る。政府は右法律に基いて通商協定委員會及互惠情報委員

會を設置し大藏省、商務省、農務省、關稅委員會其の他關係政府機關と密切な連絡及協調を保つ反面、製造業者輸出業者等民間の意向をも充分聴取して特定國との交渉に際し、米國に於て稅率引下を爲し又相手國に於て稅率引下を爲さしむべき品目を定め、今日迄既に前述の如く十六ヶ國との間に協定を成立し、又現に伊太利、西班牙及エクアドルとの間に協定締結交渉中である。尙先般英國商相ラッシュマン渡米目的の一半は、英米互惠協定の下相談に在つた事が噂されて居るが右は恐らく事實であらうと思はれる。然し英米兩國は同じ工業國であるばかりでなく、英國は自治領や屬領との間に特惠條約がある關係上之が實現には相當の困難を伴ふものと見ねばなるまい。

- 既に協定の成立した國は左の通り。
- 玖馬(一九三四年八月二十四日締結、同九月三日發效)
 - 伯刺西爾(一九三五年二月二日締結、一九三六年一月一日發效)
 - 白耳義(一九三五年二月二十七日締結、同年五月一日發效)
 - ハイチ(一九三五年三月二十五日締結、同年六月三日發效)
 - 瑞典(一九三五年五月二十五日締結、同年八月五日發效)
 - コロンビア(一九三五年九月十三日締結、一九三六年五月二十日發效)
 - 加奈陀(一九三五年十一月十五日締結、一九三六年一月一日發效)
 - ホンデユラス(一九三五年十二月十八日締結、一九三六年三月二日發效)

- 和蘭(蘭印を含む)(一九三五年十二月二十日締結、一九三六年二月一日發效)
- 瑞西(一九三六年一月九日締結、同二月十五日發效)
- ニカラグア(一九三六年三月十一日締結、同年十月一日發效)
- グアテマラ(一九三六年四月二十四日締結、同年六月十五日發效)
- 佛蘭西(モロッコ以外の植民地及保護領を含む)(一九三六年五月六日締結、同年六月十五日發效)
- 芬蘭(一九三六年五月十八日締結、同年十一月二日發效)
- コスタリカ(一九三六年十一月二十八日締結、未發效)
- サルバドル(一九三七年二月十九日締結、未發效)

斯の如く米國が多數の互惠協定を締結して、關稅の相互的引下を試むるに至つた動機は、前にも述べた通り世界の非難を招いた現行關稅法を緩和せんとする道義的意義の外、ニューディール政策に依る國內經濟の復興も結局貿易の増進に待つ必要にぶつつかつたといふ現實的な方面を忘れてはならぬ。又互惠協定法は三ヶ年の期限附であるから本年の六月十二日を以て失効する筈であつたが、本年初頭更に同法を三ヶ年間延長する決議案が成立したから、互惠協定法は更に一九四〇年六月迄延長される筈である。

以上の協定に依つて、米國は大體相手國の特産品を選び現行關稅法稅番に關し有稅品五百餘項目中二百餘に亘つて全部若くは一部の關稅を引下げ、又無稅品二百餘項目中五十餘に亘り無稅據置を約したが、他面相手國に於ても穀類、野菜、果實、肉類、自動車、機械、器具類、農具、化學製品、藥品、織物等

廣汎な範圍の米國製品に對し同様に關稅引下或は無稅措置を約し、又佛蘭西、和蘭、瑞西の如く輸入割當制を採る國に對しては米國に對する關係品の割當量をも約束させて居る。其の他に相互間無條件最惠國待遇の供與を定め、尙專賣獨占輸入割當爲替管理と最惠國約款との關係に就ても規定して居る。之等の協定に關して、**注目すべき第一點**は、米國に於ける第三國の無條件均霑で即ち米國は曩に述べた様に米國品に差別待遇を爲さざる第三國に對し、協定國に與へた稅率上の特典に均霑する事を認めて居る。従つて米國に差別待遇を爲す國に對しては大統領は布告を以て協定稅率に對する均霑を拒否することが出来る。現に獨逸は一昨年十月米獨通商條約中の最惠國約款廢棄以來、又濠洲は昨夏の米濠通商紛争以來均霑を認められて居らない。米國が嘗て一八五四年加奈陀と、一八七五年布哇、一九〇二年政馬、一九〇四年伯國と互惠協定を結び、又一八九〇年及一八九七年關稅法の互惠條項に依り廣く歐洲及ラテン亞米利加諸國と協定を締んだ當時にあつては米國は有條件主義に依り第三國の均霑に對價を要求し、又加奈陀、布哇、伯國、政馬の如き近接諸國に對する關稅上の讓與には地理的接近若くは政治的緊密關係を理由として均霑を拒否し、爲に歐洲諸國との間に關稅上の紛争を惹起したのに比すれば著しい相違がある。尤も政馬に與へた關稅上の特典には今日も尙第三國の均霑を認めず又今次の互惠協定中にも其の旨を規定して居る。

第二に注目すべき點は互惠協定と産業保護との調和問題である。米國は從來の産業保護政策を別箇の觀點から見直し關稅の引下を行ふのであるが、由來米國の製造家は關稅の保護に慣れて國內市場

占慾が強く、且政府は其の政權維持上業者或は議會の意向を全然無視し得ない事情等があるから低關稅政策といふも程度の問題で徹底的な引下を期待する事は困難である。現に大統領に與へられた權限は五割以内の引下であるから之以上に引下げる事は第一不可能であるばかりでなく多くの場合五割未満の引下に止まる場合が多い様である。又互惠協定法に依れば協定國に對しては伸縮關稅條項(關稅法第三三六條)及米國製造家に對し稅率變更申請を認むる條項(同第五一六條)の如き行政權に依る關稅引上條項は適用せられないのであるが、之は貨幣價值變動等の際米國産業を異常なる危險に曝す次第であるから、協定には貨幣價值の大幅變動の爲産業が脅威を受ける場合一ヶ月の豫告を以て協定其の物を廢棄し得る旨が規定されて居る。尙ダンピングの際には協定國に對しても一九二一年の不當廉賣法を適用する事は差支ない。以上の外、國內産業保護を考慮し相手國に關稅上の特典を與ふるに際しては成るべく第三國の均霑困難な特産品を選び、第三國が協定國以上に多くの利益を享受する場合には協定を廢棄し得るとの規定が挿入せられて居る事も注意せねばならぬ。

第三に注意を要する點は輸入制限手段と最惠國約款の關係である。何れの協定に於ても輸入割當に關しては制限が設けられて居らなかつた時期に於ける代表的な年の輸入を基準として之に比例する割當を與ふべく、爲替管理に關しては同様に爲替管理のなかつた時期に一國が享有した爲替額の割合に準據する事が必要であつて、又專賣若くは輸入管理に就ては之を施行する國は外國よりの購入に際し營利會社と同様な採算に立脚せねばならぬと言ふことが規定されて居る。之を裏面から見ると米國は最

惠國約款を嚴格に解釋して、以上の輸入制限措置を以て總て最惠國約款違反なりとの建前を採らず、世界の現勢に或る程度妥協して、之が公平妥當な運用は必ずしも均等待遇主義の違反ではないとの見解を採つて居る。

第四に注目すべき點は中南米諸國との協定である。米國は中南米諸國から原料品や食料品を買ひ貿易は米國の買越になつて居るから、相手國に自分の主張を押し付けるのに便である。然し中南米の國は概して農産物價格の値下りの爲、輸出入の均衡に苦慮して居る國柄であるから、米國から餘計買はねばならぬ事になると自然其の他の國からの輸入に手加減を加へねばならぬ破目に陥りはせぬかといふことが懸念される。又現に互惠協定締結後第三國との條約を破棄し又は破棄せんとした國もあるのである。

三 結 論

米國現下の通商政策は世界不況を救済し、求償貿易主義を根本的に打破し得る力はないとしても部分的に之を緩和する効果のある事は否む事が出来ない。何れにしても米國が世界不況の眞因に思ひを致して其の高關稅を緩和する氣持になり、又均等待遇確立の必要を世界に呼掛けるに至つた其の勇氣は充分賞讃に値するのであつて、吾人は米國の政策が自由通商制度の回復に有效なる役割を演ぜんとを衷心より希望するものである。

地方長官會議に於ける

林内閣總理大臣訓示

(五月十七日)

諸君、茲に諸君の會同を煩はし、政府所見の概要を陳述するの機會を得ましたことは、私の欣幸とする所であります。私は先づ現下内外の時局に對する政府の所信を披瀝し、之が打開の爲に最大の努力を望まんとするものであります。

惟ふに近世文明の發達が物質の上のみ偏倚致しました結果、著しく其の進歩を遂げたのに拘らず、經濟の方策之に伴はず、世界を通じて産業に經濟に思想に各方面に於て混亂を來し、更に政治の方面に波及して各種の對立抗争を生ずるに至つたことは、夙に御承知の通りであります。

之を帝國を繞る國際政局の上に觀ますれば、世界に於ける民族人口の増殖と之を養ふべき資源分配の不均衡は、國際政治の上に幾多の難問題を發生せしめ、國際協調の精神は其の影薄く、各國何れも自らの力に依つて其の安全を期せんとし、列強は擧つて經濟的に其の豊饒を高くすると共に、軍備の充實、國防の強化に目も是れ足らざるの有様であります。歐洲政局の現

狀は申すに及ばず、東亞に於きましても蘇聯邦が尨大なる軍備を整へて極東の積極的經營に進出しつつありますことは、コミンテルンの陰險なる思想的侵略と相俟つて帝國の重大なる注視を要する所であり、また各國の建艦計畫も吾人の無關心たり得ない所でありまして、帝國四圍の國際政局の樞機なる動向は、必ずしも樂觀を許さざるものがあるのであります。

斯の如き情勢の下に在て、内に於ては豊富ならざる資源の上に一億の人口を養ひ、外に於ては滿洲國の發展に協力し、東亞の安定勢力たるの地位を確保して世界平和の基礎を養はんとする帝國の使命たるや寔に崇高なりと謂ふべきでありまして、其の前途に幾多荆棘の横たはるを思ふとき、我國民の責務の重大なるを痛感致さるるのであります。

顧つて之を我邦の現狀に顧みまするに、明治以來我國運の進展目醒しく、過去半世紀の間に世界史上比類なき興隆を致したのであります。此の如き發展は歐米文物の攝取に負ふ所多かつたのであります。一面之

に伴ひ餘弊として唯物的功利的思想が漸次浸潤し、我邦古來の醇平なる國民思想の上に幾多の憂慮すべき現象を生ぜしめ、遂には我國體に對し許すべからざる不逞矯激の思想までも發生するに至り、而も帝國の將來を擔ふべき一般の學生青年層に及び、他方之を排撃し現状を打破して急激に革新を斷行せんとするの氣運も醸成せられ、諸君が警察取締の勞を加ふること多きに至つたのであります。

刻下緊急の要務は、先づ國體の本義を明かにして時代に適切なる指導精神を樹立致し、之を以て内に於ては思想の混迷を匡し、清新なる國民精神の振作を圖り、ここに源泉を發して庶政各般の上に國體の眞髓を發現し、この上に眞の國民生活の安定と國防充實との方途を講じ、以て國運の生成發展を圖ることにあります。而して更に進んでは國際政局に打開の道を拓き、世界平和の永遠なる保障たらしめ、遍く人類の福祉増進を圖り、由て以て舉國の大精神を世界に光被せしむること、現代に於ける施政奉行の大方針でなければならぬと確信致します。

隨つて現下内外の時局に對處して講ずべき施政奉行の方途に關しましても、總てこの信念に立脚して考へ

なければならぬのであります。此の容易ならざる時局を克服するが爲には、因循を排し矯激を戒め、時勢に適合した革新を斷行するの必要あるを信ずるのであります。今後政府の行ふべき諸般の政策に就ては、過般既に發表致した所でありますが、要はこの基調の上に、先づ文教の刷新を圖り、健全なる國民精神の基根を培ふと共に、時代の要求に基く必要なる庶政の革新を斷行し、産業の振興、國民體位の向上其の他諸般の政策の實現を圖ると共に、國家總動員上の見地よりする省察を怠らず其の要請する所を綜合調和し、國力全般の最高發揚を以て、國民生活の安定と國防力の充實を圖らんとするに外ならぬのであります。

政府は此の所見の下に此等諸政策の具體案を整備し一路邁進せんとするものであります。それ故に近く内閣に權威ある文教審議會を設置して國體觀念の徹底並に國民精神の作興を圖らんとし、最近に於ける物價昂騰の趨向に類み新設の物價對策委員會の活動を促して國民生活の安定に資せんとするのであります。又今回從來の内閣調査局を廢して新に企画廳を設置したのであります。是も今日の非常時局の然らしむる所でありまして、政府の所信斷行の爲には此の種の國策統合

の中樞機關を必要とするに至つたのであります。即ち之に依て重要政策間又は重要政策に關する豫算間に於ける統合調整が行はれ、調査の結果が内部に知識として留保されるに止まらず、或限度に於ては意見として推進力を有し得ることとなつたのであります。

今回の總選舉は極めて公正に行はれ、選舉界積年の情弊を革むるに一步を進め得たことに就ては、諸君の御勞苦を多とするものであります。過般の衆議院解散奏請の意義よりして、政府は此の總選舉に依り新に選出せられたる議員は、私を減し公に奉ずるの精神を以て、正しき時局認識の下に大政翼贊の重責を竭さるることを衷心期待して居るものであります。前述の所見の下に、新設の諸機關の活動と相俟ち、著々諸政策の具體化を圖り、其の實現に邁進せんとするものであります。憲法政治の健全なる發達の爲に、選舉法制の適當なる改正の如きは現下の急務であると考へ、速に適當なる成案を得たいと存する次第であります。

諸君は能く斯かる内外の情勢に顧みられ、時局に對する正確なる認識を以て部下吏僚を統率し、諸君の決意と見識とを能く部下に映せしめ、官吏の一人々々

就中第一線の職員が各人悉く自己の擔當する事務の時局下に於ける意義を自覺し、自ら工夫刷新して以て國運の進暢を圖るに至る様之が指導を遂げらるると共に、地方財政に税制の整備確立を期し、教育、産業、經濟、警察其の他各般の行政を渾然有機的に結合して國策の實現の爲に活潑なる活動をなさしめ、各般の行政の運用に當つては、常に時局に對する正確なる認識を廣く國民に透徹せしむることに留意せられ、以て國力の綜合的發展を圖られむことを望むものであります。

過般帝國議會の協賛を経て成立致しましたところの各種の法律及豫算は、何れも時勢に關し極めて緊切重要な意義を有するものであります。主務大臣より夫々詳細指示せらるることと思ひますが、諸君は克く其の時局下に於ける意義に著眼せられて其の趣旨の實現達成に勉められむことを望みます。以上施政奉行の方途に關する所信を披瀝し、諸君の甚大なる努力を切望致すものであります。諸君は克く政府の意の存する所を體せられ、中央地方一心同體相共に携へて時艱を克服し、國運の進暢に向つて銳意力を竭されんことを希望して止まない次第であります。

最近公布の法令

内閣官房總務課

○大正十年勅令第八十九號朝鮮臺灣關東州ニ於ケル官立公立學校教官ニシテ一年現役ニ服スル者ノ給與ニ關スル件(勅令第四十二號)

關東師範學校訓練、又は大連官立學校訓練にして、短期現役に服する者の給與を定めたものである。

○財團法人大連高等商業學校ノ設置スル大連高等商業學校ニ關スル件(勅令第四十三號)

大連高等商業學校は、財團法人大連高等商業學校の經營に係り、本年四月一日から開校せられたものであるが、同校は高等專門の商業教育を施し、併せて人格を陶冶し、國體觀念を涵養することを目的とし、修業年限三箇年の本科及修業年限一箇年の別科に分れ、學校内容に於ては、内地の此の種の高等商業學校に比して、別に特色無きものと思料せらるゝので、專門學校令に依る專門學校となし、右勅令中文部大臣の職務は、滿洲國駐留特命全權大使が行ふことを定めたものである。

○永代借地制度解消ニ關スル日佛間交換公文(條約第四號)

○永代借地制度解消ニ關スル日滿間交換公文(條約第五號)

曩に日英及日米間に夫々永代借地制度解消に關する取極が行はれた(三月三十一日條約)が、今回之と同様の取極が、我國と佛蘭西國及瑞西國間に行はれ、之に關する交換公文が條約として公布せられたものである。

○阿片吸食防止ニ關スル協定(條約第六號)

昭和六年一月二十七日暹羅國「バンコック」に於て我國全權委員が「グレートブリテン」及「北部」アイルランド、聯合王國、佛蘭西國、印度、和蘭國、「ポルトガル」國及暹羅國の全權委員と共に署名した各極東に於ける屬地及領域に於ける阿片吸食防止に關する協定であつて、二十一歳未満の者の阿片を吸食すること及吸食所に入ることを禁止し、又二十一歳未満の者を誘引して阿片を吸食せしめ、阿片吸食所に入らしめ若し阿片を取寄せしめた者又は二十一歳未満の者の之等の行為を幫助した者は嚴重に所罰せらるべきこと等の規定がある。

○資源局官制中改正ノ件(勅令第四十四號)

資源の統制運用に關する法制の調査研究に従事せしむる爲事務官一人を増徴する等の改正を行つたものである。

○臺灣總督府官制中改正ノ件(勅令第四十五號)

臺灣に於ける稅制整理に依り、稅務行政事務の増加に伴ひ、臺灣總督府職員中事務官一人、技師、技手各一人及屬十五人を増し、所得稅、營業稅及相續稅の調査並指導監督に當らしむる爲、稅務官一人を新設し、又地方廳職員中稅務課長及稅務出張所長たる屬七人中五人を地方廳專官に昇格すると共に屬五人を増したものである。

○行政諸法臺灣施行令中改正ノ件(勅令第四十六號)

臺灣に於ける自動車交通事業の改善發達並に陸上交通機關の統制を圖る爲、自動車交通事業法を臺灣に施行することに關し改正せられたものであつて、施行の期日は臺灣總督が定むることになつてゐる。

○關東局内臨時職員設置制中改正ノ件(勅令第四十七號)

關東州の官有林野調査事務終了に伴ひ、技師一人、屬一人、技手四人及租稅制度調査事務の進捗に伴ひ、之に従事する定員の内から經常部に組替へられた理事官一人、屬八人を減員し、尙又土木事務増加に伴つて、土木營繕に關する事務に従事せしむる爲、屬一人、技手二人を増したものである。

○關東州地方待遇職員令中改正ノ件(勅令第四十八號)

統計に關する事務の整備充實の爲産業書記二人、種牡馬

増殖及預託育成事業擴張の爲産業技師一人、關東體育研究所充實の爲教育書記一人、旅順博物館充實の爲教育主事及教育書記各一人、關東州に於ける土木工事並事務増加の爲土木技師一人、土木技手三人、土木書記二人を夫々地方費を以て關東局に増置し、又航路標識整備の爲土木技手一人を地方費を以て關東海務局に新設したものである。

○會計検査院事務章程中改正ノ件(勅令第四十九號)

明治四十三年勅令第百十三號會計検査院勅任検査官、書記及技手ノ定員ニ關スル件中改正ノ件(勅令第五十號)

○高等官官等俸給令中改正ノ件(勅令第五十一號)

舊に會計検査院法が改正せられ、會計検査院に一部増設されることになつたので、第四部を新設し又検査事務處増の爲書記六人を増置し、尙副検査官は直接検査の衝に當り、常に審議立案を掌り、検査上重要な職務を有する關係上、其の官等俸給を、高等官官等俸給令別表第二表第二號に依つてゐたのを、同表第一號に依ることに変更したものである。

○衛戍條例中改正ノ件(勅令第五十二號)

勅令題字を「衛戍令」と改め、衛戍勤務に服せしむべき衛戍地駐屯團體中より陸軍教化隊を除き、又衛戍勤務の重要性に鑑みて、新たに衛戍參謀を置くこととし、衛戍參

謀及衛戍副官は共に衛戍司令官たる部隊長の部隊の參謀又は副官の中より其の部隊長に於て之を命ずるものとす、又同時に之が職責を明記し、尙衛兵の部署及編成等に管轄外の軍隊に對する援助請求又は命令に關する規定等を衛戍勤務令(軍令)に移すこととする等の改正を行つたものである。

○内務部内臨時職員設置制中改正ノ件

(五月一日公布 勅令第五百五十三號)

新たに昭和十二年度より利根川應急増補工事及三府三十八年に互府縣砂防工事の補助を開始する爲めに河川の工事進捗の爲に技師十九人、屬十七人、技手十六人を増員し、道路改良事務の爲に技師二人、屬二人、技手四人を増員し、且下關宇部二港の工事著手、關門海峽工事に専任技師配置、宮古港の工事終了等の爲に技師二人、技手一人を増員し、屬一人を減員したものである。

○海軍人事部條例改正ノ件

(五月一日公布 勅令第五百五十四號)

勅令題名を「海軍人事部令」と改め、各軍港に海軍人事部を置くの外、新たに札幌、金澤、大阪及高松に地方海軍人事部を置くこととし、同時に海軍人事部の所掌事項を擴張して海軍特務士官以下の候補員及候補員候補者の人事に關する事項及軍人軍屬の福祉及軍事扶助並軍事普及に關する事項等を加へ、又地方海軍人事部設置に伴ふ人事部の構成、職權等に改正を加ふる爲に海軍人事部條例の全部改正を行つたものである。

○水産試験場官制中改正ノ件

(五月一日公布 勅令第五百五十五號)

水産試験場の技師は何れも委任であつたのであるが其の中一人を勅任と爲し得ることに改めたものである。

○商工省官制中改正ノ件

(五月一日公布 勅令第五百五十六號)

○商工部内臨時職員設置制中改正ノ件

(五月一日公布 勅令第五百五十七號)

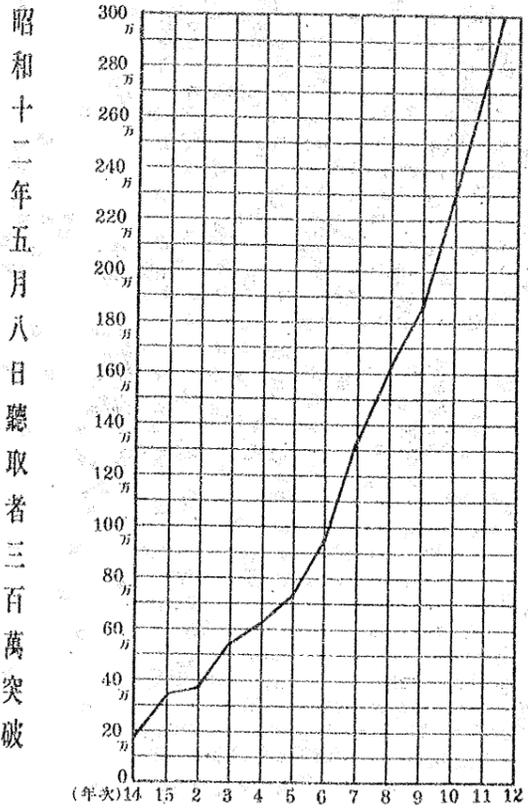
○高等官官等俸給令中改正ノ件

(五月一日公布 勅令第五百五十八號)

現下の産業界の實情に鑑み、業者間の過當なる競争を抑制し企業の安定を策すると共に、獨占等の結果に基く經濟力濫用の弊害を是正し國民生活の安定を期する爲、産業統制は今後愈々其の重要の度を加ふべきものと認められるから、新たに商工省に統制局を設置し、産業統制の實施及之に關聯して科學的管理方法の實施其の他産業合理化に關する事務を掌らしめることとし、此の爲に商工書記官二人、商工事務官二人、商工技師三人、商工屬八人、商工技手五人を増員し、又臨時産業合理局官制は之を廢止したのである。又此の官制改正に伴つて、重要肥料業統制法施行に關する事務は統制局に於て掌ることとなつたから商工部内臨時職員中此の事務に従事する職員を減員したものである。

聽取者三百萬を擁する
放送事業の現勢

聽取加入數累年增加狀況



報道に、教養に、慰安に使命を果たすラジオ

昭和十二年五月八日聽取者三百萬突破

駐 團 法 入 日 本 放 送 協 會

週報

第三十二號

昭和二十五年五月二十六日

- 國家總動員準備の概要 (資源局)
- 帝國海軍を語る (海軍省海軍軍事普及部)
- 國際砂糖會議に就て (外務省情報部)

—(國際時事解説)—

(外務省情報部)

五錢

週報

昭和二十五年五月

第一種郵便物認可

東京市神田區水田町一丁目

(本書の大きさは規定規格A5判)

所 達 申	價 定
内閣印刷局發賣掛 電話九ノ内(三)三五二一九 振替東京一九〇〇番 全國各地官報販賣所 東京都書籍株式會社 東京市神田區水田町一之三三 振替東京九三九〇番 最寄書店・驛書店	一ヶ月部 二圓四十錢 (外國郵便に依る地) 要送料 (城は三圓四十錢) 一ヶ年分未滿配達御希望の方は一部五錢の割合を以て前金を添へ御申込み下さい。
	昭和三十二年五月十九日印刷發行 編輯者 情報委員會 東京市神田區水田町 印刷者 内閣印刷局 東京市神田區水田町 發行所 東京市神田區水田町